

関東甲信越サイクリング協議会（KKCC）会員特典

サイクリスト保険の案内

（保険無し会員様はサイクリスト保険の適用はございません）

保険金の種類	保険金額
傷害死亡・後遺障害保険金額	758万円
傷害入院保険金日額 （傷害手術保険金）	4,000円
傷害通院保険金日額	2,000円
個人賠償責任保険金額 （示談交渉サービス付）	2億円

保険期間：平成30年4月1日～平成31年4月1日

- 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、会員募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 上記保険には以下の特約がセットされます。
 - ・自転車搭乗中等のみ補償特約
 - ・実通院日のみの障害通院保険金支払い特約
 - ・傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約
- ※ 注意：協議会の規定により、1年以内に傷害保険金のご請求があった方につきまして、保険無会員に変更いただく場合がございますので、ご了承ください。
- 後遺障害保険金
後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の100～42%。
- 傷害入院保険金
180日限度。
- 傷害手術保険金
入院中に受けた手術の場合は、傷害入院保険金の10倍、それ以外の手術の場合は5倍。
- 傷害通院保険金：90日限度

◆ 自転車搭乗中等のみ補償特約

自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ、自転車に搭乗していない被保険者が運行中の自転車との衝突、接触によって被ったケガに限り傷害保険金をお支払いします。

◆ 実通院日のみの傷害通院保険金支払特約

実際に通院された場合に限り傷害通院保険金をお支払いします。通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定する為に医師の指示によりギブス等を常時装着したときに、その日数について傷害通院したものとみなす規定は適用しません。

◆ 傷害後遺障害等級1～7級限定補償特約

後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（100～42%）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者の申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。

万一、事故が起こった場合
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）

【引受保険会社】 三井住友海上保険株式会社	【取扱代理店】 株式会社コンチネンタル
--------------------------	------------------------